

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	和歌山県串本町 児童手当・特例給付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

串本町は、児童手当・特例給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

和歌山県串本町長

## 公表日

令和3年8月13日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当・特例給付に関する事務
②事務の概要	串本町では児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定審査(所得判定等)、児童手当受給者・児童の管理を行っている。 また、受給者に関して、児童手当又は特例給付の支給を行っている。 番号法別表第一第56項に基づき、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務で個人番号を用いる。 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 申請、届出等は、窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 中間サーバー 3. 統合宛名システム 4. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 児童手当受給者ファイル 2. 児童情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第56項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 情報照会 番号法 別表第二 第74項、第75項 情報提供 番号法 別表第二 第26項、第30項、第87項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	和歌山県串本町こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	和歌山県串本町(子ども未来課) 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5 0735-67-7027
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	和歌山県串本町(子ども未来課) 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5 0735-67-7027

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	5. 評価実施機関における担当部署①部署②所属長	福祉課長 山本 智	こども未来課長 和田 功	事後	課の再編及び人事異動
平成29年6月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	串本町では児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定審査(所得判定等)、児童手当受給者・児童の管理を行っている。 また、受給者に関して、児童手当又は特例給付の支給を行っている。 番号法別表第一第56項に基づき、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務で個人番号を用いる。 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	串本町では児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定審査(所得判定等)、児童手当受給者・児童の管理を行っている。 また、受給者に関して、児童手当又は特例給付の支給を行っている。 番号法別表第一第56項に基づき、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務で個人番号を用いる。 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 申請、届出等は、窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領	事前	子育てOSS導入による変更
平成29年6月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 中間サーバー 3. 統合宛名システム	1. 子ども子育て支援システム 2. 中間サーバー 3. 統合宛名システム 4. サービス検索・電子申請機能	事前	子育てOSS導入による変更
令和1年6月26日	7. 8. 請求・問い合わせ先	和歌山県串本町(福祉課) 0735-62-0562	和歌山県串本町(子ども未来課) 0735-67-7027	事後	誤りによる訂正
令和1年6月26日	5. 評価実施機関における担当部署①部署②所属長	こども未来課長 和田 功	こども未来課長	事後	新様式による課長名削除
令和1年6月26日	IVリスク分析	—	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追加
令和3年8月13日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	番号法改正による号ズレ
令和3年8月13日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	串本1800	サンゴ台690番地5	事後	庁舎移転による住所変更
令和3年8月13日	IIしきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和3年7月31日 時点		